

未利用国有地を活用した 特別養護老人ホームの開設事業者を募集します

本市では、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者の在宅生活を支えるための支援や介護施設等の計画的な整備促進を図っています。

このたび、本市で初めて取り組む、未利用国有地を活用した特別養護老人ホームの整備に当たり、開設事業者を公募により募集いたします。

「団塊の世代」が75歳以上となる平成37年度を見据え、高齢者福祉施設の計画的な整備を進めてまいります。

【募集概要】

計 画 地：中央区すすきの町2427-9 (2,637.46㎡)

旧国家公務員宿舎

貸付期間：50年以上

国と開設事業者が、定期借地権による貸付契約を締結

施設規模：広域型90床以下、または地域密着型29床以下

公募期間：平成30年11月1日～平成31年1月25日

開設時期：平成33年4月頃

未利用国有地を活用した特別養護老人ホームの整備について

国と開設事業者において、定期借地権による貸付契約（貸付期間50年以上）を締結し、貸付開始から10年間、貸付料が減額（5割を限度）される予定です。

【問い合わせ先】

健康福祉局 保険高齢部

高齢政策課 計画推進班

電話 042-769-8354